

令和元年度

中小企業者のための 金融のしおり

商工会では中小企業の皆様方に
適した各種融資制度をご紹介します
とともに、斡旋も行っています。
お気軽にご相談下さい。



商工会は行きます 聞きます 提案します
～会員満足向上運動～展開中！



主な金融制度一覧目次

小規模事業者経営改善資金 ^{あすなろ} 融資	2
日本政策金融公庫（中小企業事業）の融資制度	3～5
日本政策金融公庫（国民生活事業）の融資制度	6～8
和歌山県信用保証協会の保証制度	9～11
和歌山県中小企業融資制度	12～15
商工組合中央金庫（商工中金）の融資制度	16
商工貯蓄共済の融資制度	17

**※個人情報保護法により、お申し込み
及びご相談される場合には誓約書等
が必要となりますのであらかじめ
ご了承下さい。**

小規模事業者経営改善資金 融資

小規模事業者の方々の経営改善のお役に立てるよう、無担保・無保証人の「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」をお取り扱いしています。

■ご利用できる方

商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている方で、商工会議所等の長の推薦を受けた方が対象です。

■ご融資の条件

使 途	設 備 資 金	運 転 資 金
融資限度額	2,000万円以内	
利 率	年1.21%（令和元年7月1日現在）特利F	
ご返済期間 （うち据置期間）	10年以内 （2年以内）	7年以内 （1年以内）

ご利用の手続は簡単です

- ①事業所所在地の商工会へご相談、お申し込みください。
 - ②商工会から日本政策金融公庫(国民生活事業)へ推薦いたします。
 - ③日本政策金融公庫(国民生活事業)からご融資いたします。
- ※手数料などは一切不要です。

(注) 利率は、各商工会にお問い合わせ下さい。

お申し込みに必要なもの

個人営業の方

- 前年・前々年の青(白)色決算書および確定申告書(控)
- 所得税、事業税、住民税の領収証または納税証明書
- 設備資金のお申込については見積書、カタログなど

法人営業の方

- 前期・前々期の決算書および確定申告書(控)
- 決算6ヵ月以上経過の場合は最近の試算表
- 法人税、事業税、法人住民税の領収証または納税証明書
- 設備資金のお申込については見積書、カタログなど

小規模事業者経営発達支援資金

「小規模事業者経営発達支援資金」のご融資を通じて、経営発達支援計画の認定を受けた商工会から事業計画の策定・実施の支援を受け、持続的発展に取り組む小規模事業者のみなさまのお手伝いをさせていただきます。

ご利用いただける方	経営発達支援計画の認定を受けた商工会議所・商工会から事業計画の策定・実施の支援を受け、持続的発展に取り組む小規模事業者	
資金の使いみち	ご利用いただける方に該当する方が事業の持続的発展を目的とした事業計画の実施のために必要とする設備資金およびそれに伴う運転資金	
融 資 限 度 額	7,200万円（うち運転資金4,800万円）	
ご 返 済 期 間	設備資金	20年以内<うち据置期間2年以内>（*）
	運転資金	8年以内<うち据置期間2年以内>（*）
保 証 人・担 保	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。	

（*）従業員数5人以下の場合は、据置期間3年以内となります。

幅広い業種の方にご利用いただけます。

■対象となる方

対 象 業 種	対 象 規 模
製造業、建設業、運輸業など	資本金3億円以下または従業員300人以下
卸売業	資本金1億円以下または従業員100人以下
小売業	資本金5千万円以下または従業員50人以下
サービス業	資本金5千万円以下または従業員100人以下

※製造業のうち、一部のゴム製品製造業は、資本金3億円以下または従業員900人以下。サービス業のうち、旅館業は資本金5千万円以下または従業員200人以下。ソフトウェア業及び情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下。

※貸付対象は、上記の業種及び企業規模に該当する会社（監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、土地家屋調査士法人、社会保険労務士法人及び行政書士法人を含む。）及び個人、ならびに中小企業等協同組合等となります。

次の業種の方は、日本公庫中小企業事業の融資等の対象になりません。

※詳しくは、窓口でご確認ください。

農業、林業、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、不動産業のうち住宅及び住宅用の土地の賃貸業、非営利団体、一部の風俗営業、公序良俗に反するもの、投機的なもの、独立行政法人福祉医療機構の貸付対象となるものなど。

■ご融資の条件

貸付条件	直 接 貸 付	代 理 貸 付
資金用途	設備資金・長期運転資金	同左
融資限度額	各融資制度の限度内 複数の制度を利用する場合は原則として12億円以内	同左
融 資 利 率	融資制度ごとに借入期間などに応じて設定	同左
融 資 期 間	融資制度ごとに設定 最長 設備20年、運転15年（企業再建資金で、一定の要件を満たす場合20年）	融資制度ごとに設定 最長 設備20年、運転15年
ご返済方法	据置後、原則として元金均等割賦返済	同左

※代理貸付については代理店の窓口（ほとんどの銀行、信用金庫、信用組が代理店です。）に直接ご相談ください。

※ご返済方法は、この他にも元金均等払い方式による返済などもあります。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。

その他

■担保設定の有無、担保の種類等については、ご相談のうえ決めさせていただきます。

機械装置や商品在庫、知的財産権等も担保の対象になります。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。

■保証人

直接貸付において一定の要件を満たす場合には、経営責任者の方の個人保証が不要となります。

詳しくは、日本公庫 中小企業事業の窓口にお問い合わせください。

5年経過ごと金利見直し制度	最終期限まで契約時の金利を適用する方法と、契約時から5年ごとに金利を見直す方法のいずれかをご契約の際にご選択いただけます（一部融資制度については、利用いただけません）。
期限前弁済手数料制度	期限前にお客様の都合で借入金の全部または一部を返済される場合には、期限前弁済手数料をお支払いいただきます。※公庫の承諾がない場合、手数料をお支払いいただけない場合には、期限前の弁済はできません。

■融資制度

中小企業の皆様のご計画内容に応じて、さまざまな種類の特別貸付がご利用いただけます。

制度名 資金名	ご利用いただける方	融資限度額 (うち運転資金)	主な融資期間
新企業育成貸付（新たな事業を開始する方、異業種・異分野へ進出する方へ）			
新事業育成資金	新規性、成長性のある事業を始めて5年以内の方	直接貸付6億円	設備 20年以内 運転 7年以内
女性、若者／シニア起業家支援資金	女性または35歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方	直接貸付7億2千万円 (2億5千万円) 代理貸付1億2千万円	設備 20年以内 運転 7年以内
再挑戦支援資金 (再チャレンジ) 支援融資	再チャレンジする起業家の方	直接貸付7億2千万円 (2億5千万円)	設備 20年以内 運転 7年以内
新事業活動促進資金	新しい事業分野の開拓を行う方	直接貸付7億2千万円 (2億5千万円) 代理貸付1億2千万円	設備 20年以内 運転 7年以内
中小企業経営力強化資金	認定経営革新等支援機関の指導・助言または「中小企業の会計に関する基本要領」などの適用により、経営力の強化を図る方	直接貸付7億2千万円 (2億5千万円)	設備 20年以内 運転 7年以内
企業活力強化貸付（企業活力促進のために積極的な設備投資等を行う方へ）			
企業活力強化資金	経営の近代化、合理化やものづくり基盤技術の高度化を進める方など	直接貸付7億2千万円 (2億5千万円) 代理貸付1億2千万円	設備20年以内 運転 7年以内
IT活用促進資金	情報化投資を行う方	直接貸付7億2千万円 (2億5千万円) 代理貸付1億2千万円	設備20年以内 運転 7年以内
海外展開・事業再編資金	海外展開や海外展開事業の再編を行う方	直接貸付7億2千万円 (4億8千万円) 代理貸付1億2千万円	設備20年以内 運転 7年以内
地域活性化・雇用促進資金	一定の雇用創出効果が見込める設備投資を行う方、地域への経済波及効果の高い事業活動に取り組む方	直接貸付7億2千万円 (2億5千万円) 代理貸付1億2千万円	設備20年以内 運転 7年以内
観光産業等生産性向上資金	おもてなし規格認証を取得した方、または、インバウンド消費需要の取り込みを図る方	直接貸付7億2千万円 (2億5千万円)	設備20年以内 運転 7年以内
事業承継・集約・活性化支援資金	事業や企業を承継・集約化する方など	直接貸付7億2千万円	設備20年以内 運転 7年以内
働き方改革推進支援資金	働き方改革の推進や多様な人材の活用促進に取り組む方など	直接貸付7億2千万円 (2億5千万円)	設備20年以内 運転 7年以内

制度名 資金名	ご利用いただける方	融資限度額 (うち運転資金)	主な融資期間
環境・エネルギー対策貸付（環境対策に取り組む方へ）			
環境・エネルギー 対策資金	非化石エネルギー設備や省エネルギー設備を 設置する方、産業公害防止施設などを設置す る方など	直接貸付7億2千万円 (2億5千万円) 代理貸付1億2千万円	設備20年以内 運転 7 年以内
社会環境対応 施設整備資金	災害発生に備えて防災に資する施設などを整 備する方	直接貸付7億2千万円 (2億5千万円) 代理貸付1億2千万円	設備20年以内 運転 7 年以内
セーフティネット貸付（経営環境の変化などにより、資金繰りに困難をきたしている方へ）			
経営環境変化 対応資金	一時的な売上高の減少等業況が悪化している 方、社会的要因による業況悪化により資金繰 りに支障をきたしている方など	直接貸付7億2千万円	設備15年以内 運転 8 年以内
金融環境変化 対応資金	金融機関との取引状況の変化により一時的に 資金繰りが悪化している方	直接貸付3億円 (別 枠)	設備15年以内 運転 8 年以内
取引企業倒産 対応資金	関連企業の倒産に伴い資金繰りに困難をきた している方	直接貸付・代理貸付 (別 枠) 1億5千万円	運転 8 年以内
企業再生貸付（事業再建に取り組む方へ）			
事業再生支援 資金	<アーリー DIP> 民事再生法の規定による再生手続開始の申立 てなどを行った方	直接貸付7億2千万円 (2億5千万円)	1 年以内
	<レイター DIP> 民事再生法に基づく再生計画の認可決定等を 受けた方		設備10年以内 運転 5 年以内
企業再建資金	経営改善や経営再建などに取り組む方	直接貸付7億2千万円	設備20年以内 運転15年以内 (一定の要件を 満たす場合20 年以内)

(注)融資利率について、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用または上乗せされます。

上記の他、東日本大震災復興特別貸付制度等があります。

上記は本制度の概要です。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口または事業資金相談ダイヤル（☎0120-154-505）にお問い合わせください。

日本政策金融公庫(国民生活事業)の融資制度

お問い合わせ先
和歌山支店 ☎073-422-3151
田辺支店 ☎0739-22-6120

日本政策金融公庫（国民生活事業）は、中小企業・小規模事業者のみなさまのための政策金融機関です。

長期・固定金利でお使いみちいろいろ

融資制度	ご利用いただける方	無担保融資（担保を不要とする融資） 税務申告を2期以上行っている方。 (注1)		有担保融資	
		融資限度額	ご返済期間	融資限度額	ご返済期間
一般貸付	事業を営むほとんどの業種の方	4,800万円	設備資金10年以内 運転資金 7年以内	4,800万円	設備資金10年以内 運転資金 7年以内
				特定設備資金 7,200万円	設備資金20年以内

セーフティネット貸付

融資制度	ご利用いただける方	無担保融資（担保を不要とする融資） 税務申告を2期以上行っている方。 (注1)		有担保融資	
		融資限度額	ご返済期間	融資限度額	ご返済期間
経営環境変化資金	売上が減少するなど一時的に業況が悪化している方	4,800万円	設備資金15年以内 運転資金 8年以内	4,800万円	設備資金15年以内 運転資金 8年以内
金融環境変化資金	取引金融機関の経営破たんなどにより、資金繰りに困難を来している方	別枠 4,000万円		別枠 4,000万円	
取引企業倒産対応資金	取引企業などの倒産などにより経営に困難を来している方	別枠 3,000万円	運転資金 8年以内	別枠 3,000万円	運転資金 8年以内

経営革新（新たな事業活動）などを行う方に（特別貸付）

融資制度		ご利用いただける方	無担保融資（注1） （担保を不要とする融資） 税務 申告を2期以上行っている方	有担保融資	ご返済 期間
			融資限度額	融資限度額	
新企業育成貸付	新規開業資金	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方	4,800万円	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	設備資金 20年以内 運転資金 7年以内
	女性、若者／シニア起業家資金	女性または35歳未満か55歳以上の方で、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方			
	再挑戦支援資金 (再チャレンジ支援融資)	廃業歴のある方など一定の要件に該当する方で、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方			
	新事業活動促進資金	経営の多角化、事業転換などにより、第二創業などを図る方			
	中小企業経営力強化資金	新事業分野の開拓のために事業計画を策定し、認定経営革新等支援機関(注2)の指導や助言を受けている方			
企業活力強化貸付	企業活力強化資金	卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業または不動産賃貸業(注3)を営む方で、店舗の新築・増改築や機械設備の導入を行う方など			
	IT活用促進資金	情報化投資を行う方			
	海外展開・事業再編資金	海外展開を図る方など			
	ソーシャルビジネス支援資金	NPO法人または社会的課題の解決を目的とする事業を営む方など			
	事業承継・集約・活性化支援資金	事業を承継する方など			
	地域活性化・雇用促進資金	地域経済牽引事業などによる経済の活性化や雇用の促進を行う方			
	観光産業等生産性向上資金	「おもてなし規格認証」を取得した方または訪日外国人旅行者の消費需要の取り込みを図る方			
環境・エネルギー対策貸付	環境・エネルギー対策資金	非化石エネルギー設備や省エネルギー効果の高い設備を導入する方または環境対策の促進を図る方			
	社会環境対応施設整備資金	自ら策定したBCPに基づき防災に資する施設等の整備を行う方			
企業再生貸付	企業再建資金	取引金融機関の支援や中小企業再生協議会の関与などにより企業の再建を図る方	設備資金 20年以内 運転資金 15年以内(注4)		
食品貸付	食品関係の小売業・製造小売業または花き小売業を営む方で、店舗の新築・増改築、機械設備の導入、フランチャイズチェーンへの加盟などを行う方	設備資金 20年以内			

(注1) これまでの事業実績や事業内容を確認するほか、所得税等を原則として完納していることを確認させていただきます。

(注2) 認定経営革新等支援機関とは、中小企業等経営強化法に基づく認定支援機関（税理士、公認会計士、中小企業診断士、商工会議所・商工会等）をいいます。詳細は、中小企業庁ホームページをご参照ください。

(注3) 中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項各号に定めるまちづくり会社等に限りません。

(注4) 一定の要件に該当する場合は、20年以内になります。

新たに事業を始める方または事業開始後間もない方で、無担保・無保証人の融資制度をご希望の方

ご利用いただける方	ご融資制度	ご融資限度額	ご返済期間
新たに事業を始める方または事業開始後で税務申告を2期終えていない方	新創業融資制度	3,000万円 (うち運転資金1,500万円)	各種融資制度を定めるご返済期間以内

(注) 1 ご利用にあたっては、雇用の創出や勤務経験等、一定の要件に該当することが必要です。なお、本制度の貸付金残高が1,000万円以内（今回のご融資分も含みます。）の方については、本要件を満たすものとします。詳しくは、支店窓口までお問い合わせください。

2 新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を1期終えていない方は、「創業時において創業資金総額の10分の1以上の自己資金を確認できること」等の一定の要件に該当することが必要です。

生活衛生融資の特徴

○生活衛生関係の事業を営む方への融資制度です。

一般貸付（生活衛生貸付）・振興事業貸付

一般貸付は生活衛生関係の事業を営む方全般、振興事業貸付は振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員の方にご利用いただけます。

業種	一般貸付	振興事業貸付	
	設備資金	設備資金	運転資金
飲食店営業 喫茶店営業 食肉販売業 食鳥肉販売業 氷雪販売業 理容業 美容業 その他公衆浴場業（一般貸付に限る）	7,200万円	1億5,000万円	全業種 5,700万円
一般公衆浴場業	3億円 (2施設以上の場合は4億8,000万円)	1億5,000万円 (一般貸付と別枠)	
旅館業	4億円	7億2,000万円	
興行場営業 サウナ営業（一般貸付に限る）	2億円	7億2,000万円	
クリーニング業	1億2,000万円	3億円	
全業種	ご返済期間（うち据置期間）		
	13年以内（1年以内） 一般公衆浴場業は30年以内	20年以内（2年以内）	7年以内（2年以内）

- (注) 1. 一般貸付には、都道府県知事の「推せん書」が必要です。(申込金額が500万円以下の場合には不要です。)
 2. 振興事業貸付には、生活衛生同業組合の長が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要です。
 3. ご返済期間はお使いみちによって異なります。
 4. クリーニング業（洗たくを実施）からクリーニング取次店に業態転換された方のうち、一定の要件に該当する方もご融資の対象となります。(ただし、融資限度額は設備資金・運転資金とも4,800万円)
 5. 振興事業貸付を特別な利率でご利用いただいている方が、生活衛生同業組合を脱退された場合は、適用されている特別な利率を通常適用する利率に変更させていただくことがあります。

特例貸付 一定の要件を満たす場合、一般貸付・振興事業貸付のご融資額に金額の上乗せや利率の引き下げなどを行う特例貸付がご利用いただけます。

	お使いみち	融資限度額	ご返済期間（うち据置期間）
防災・環境対策資金 (環境対策関連貸付)	・店舗の防火安全を確保するために必要な設備資金 ・店舗のアスベストの除去などに必要な設備資金、 運転資金 ・事業継続計画（BCP）に基づく耐震改修に必要な 設備資金 ・耐震診断に要する運転資金および耐震改修に伴い 必要となる運転資金	一般貸付・振興事業貸付の 設備資金・運転資金の それぞれの融資限度額に 上乗せ3,000万円	設備資金 20年以内（2年以内） (注1) 一般公衆浴場業 30年以内（2年以内） 運転資金 7年以内（2年以内）
地域活性化・ 雇用安定資金 (新企業育成・事業安定等貸付)	設備投資により、一定の人材確保が見込まれる方が 必要な設備資金、運転資金 本社を東京23区から地方に移転または店舗・事務所 等を地方に新設もしくは増設し、地方で新たに若者を 雇用する方などが必要な設備資金、運転資金	一般貸付・振興事業貸付の 融資限度額に上乗せ 3,000万円	設備資金 20年以内（2年以内） 運転資金 7年以内（2年以内）
生活衛生新企業育成資金 (新企業育成・事業安定等貸付) (注2)	生活衛生関係の事業を新たに始める方 または事業開始後おおむね7年以内の 方が必要な設備資金、運転資金	一般貸付・振興事業貸付に 定める融資限度額	設備資金 20年以内（2年以内） 運転資金 7年以内（2年以内）
福祉増進資金 (健康・福祉増進貸付)	バリアフリー化など高齢者が利用しやすい店舗に 必要な設備資金	一般貸付・振興事業貸付の融資 限度額に上乗せ3,000万円	設備資金 20年以内（2年以内） 一般公衆浴場業 30年以内（2年以内）

(注1) 生活衛生同業組合の組合員の方であって、事業継続計画（BCP）に基づく耐震改修に必要な設備資金のご返済期間は、30年以内（うち据置期間2年以内）が適用されます。

(注2) 生活衛生同業組合の組合員の方であって特別な利率でご利用いただいている方が、生活衛生同業組合を脱退された場合は、適用されている特別な利率を通常適用する利率に変更させていただくことがあります。

和歌山県信用保証協会の保証制度

お問い合わせ先
本 所 ☎073-423-2255
田 辺 支 所 ☎0739-22-4666

保証協会は、「中小企業者が金融機関から事業資金の融資を受けるとき、借入金の債務を保証することにより、中小企業者に対する金融を円滑に進める」ことを主な目的とした認可法人です。

一般保証の他に県融資制度などの保証も行っています。

■保証が受けられる方

和歌山県内に住居または事業所（法人の場合は本店又は事業所）のいずれかを有し、保証対象業種を営む中小企業者（個人・法人・組合等）の方。

ただし、これから事業を始められる方（創業者）であってもお取扱いが可能な制度もございます。

■保証の条件

（尚、別に定めのある保証制度によっては、保証の条件が異なる場合があります。）

使 途	設 備 資 金	運 転 資 金
限 度 額	一般保証（個人、法人 2億8,000万円、組合 4億8,000万円） ※内無担保保証 8,000万円含む	
保 証 料 率	平成18年4月1日から信用保険料率が9段階に弾力化されたことに伴い、信用保証料率も9段階に改定しました。 信用保証料とは、信用保証協会が中小企業者の委託に基づいて保証を行う対価としていただくもので、貸付実行時に金融機関において徴収いただくこととなります。 詳しくは、協会までお問い合わせ下さい。	
保 証 期 間	原則として7年以内	原則として5年以内
保 証 人	個人…原則 連帯保証人不要 法人…代表者以外は原則 連帯保証人不要	
担 保	原則8,000万円超は必要(8,000万円以内でも必要な場合があります。)	

■「責任共有制度」について

「責任共有制度」とは、信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業に対する適切な支援を行うことを目的としています。

以前の信用保証制度では、ご融資金額の100%を信用保証協会が信用保証していましたが、平成19年10月1日に責任共有制度を導入し、原則として信用保証協会が80%、金融機関が20%の割合で責任共有を図っています。

保証期間

一般保証の保証期間は、**運転資金** 原則として**5年以内**（ただし有担保保証は7年以内）
設備資金 原則として**7年以内**（ただし有担保保証は10年以内）

※「長期経営資金保証制度」の場合は、**運転資金 15年以内・設備資金 20年以内**までご利用いただけます。
※各制度保証については、それぞれの要綱に定められている期間が限度となります。

資金使途

事業経営に必要な運転資金および設備資金です。

運転資金……商品・原材料仕入資金、手形・買掛金決済資金、諸経費支払資金など

設備資金……事業用不動産購入資金、店舗・工場の新築増改築資金、機械購入資金など

返済方法

一括返済・分割返済または根保証

取扱金融機関

銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、労働金庫、和歌山県信用農業協同組合連合会、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会などで、ほとんどの金融機関と保証取扱いの契約をしています。

貸付金利

保証付融資の貸付金利は一般の融資より低利としていただいています。

※県・市等による制度保証についても固定金利で有利となっていますのでご活用ください。

保証料

平成18年4月より、保証料率を中小企業者の経営状況を踏まえた料率に改定しました。
また、平成19年10月からの責任共有制度導入に伴い、次の保証料率が適用されます。

（令和元年7月1日現在）

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有外保証料率(%)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

（当座貸越根保証等一部は除く）

連帯保証人・担保

（1）連帯保証人

当協会をご利用いただく際には、連帯保証人（個人は1名以上、法人は代表者のほか1名以上）を必要としていましたが、平成18年4月1日以降は、個人は無保証人で、法人は原則代表者のみで取扱いできることとなりました。

ただし、実質経営者、許認可名義人や事業承継予定者は連帯保証人になっていただく場合があります。

（2）担保

8,000万円を超えるものについては、原則担保が必要です。なお、8,000万円以内でも必要に応じ担保を差し入れていただくことがあります。

※制度により保証料割引の適用があります。（別途、定性要因（注1）の割引有。）

※制度保証によっては、別に要綱で条件が定められているものもあります。

（注1）定性要因とは、全国51の信用保証協会共通の割引要因で次のものです。

- ①担保をご提供いただいた場合は、0.1%の保証料率の割引を適用します。（セーフティネット保証など一部適用除外制度があります）
- ②会計参与を設置していることを登記している場合は、一括支払契約保証を除くすべての保証制度で保証料率を0.1%割引します。

主な保証制度のご案内

令和元年7月1日現在

ご利用の目安	制度名		保証限度額(以内)	保証期間(以内)	融資利率(%以内)	保証料率(%)
独立開業資金や 開業後間もない 方に	県・新規開業 資金保証	(創業)	3,500万円	10年	1.20 <small>(女性・若者・シニア・Uターン者1.00)</small>	0.70
		(創業サポート)			0.50	0.50
	起業家支援資金(和歌山市)		2,000万円	10年	1.00	1.00
	創業等関連保証		1,500万円	10年	金融機関所定	1.00
小口事業資金の 調達に	県・小企業応援 資金保証	(一般)	運転・設備各々 2,000万円	設備10年 運転7年	1.40	0.45～1.30
		(小口)	2,000万円	設備10年 運転7年	1.20	0.50～1.50
		(特小)	2,000万円	設備10年 運転7年	1.20 <small>(NPO法人の場合1.40)</small>	0.70 <small>(NPO法人の場合0.55)</small>
	小口応援資金(和歌山市)		2,000万円	設備10年 運転・返済7年	1.00	0.50～2.20
有利な事業資金 調達に	県・振興対策資金保証(一般)		設備1億円 運転8,000万円	設備10年 建物取得資金15年 運転7年	金融機関所定 (上限2.90%)	0.45～1.30
	普通事業資金(和歌山市)		8,000万円	設備・返済10年 運転7年	1.90	0.45～1.90
資金ニーズに 合わせて借入 返済したい	当座貸越根保証		100万円以上 2億8,000万円	1年もしくは2年	金融機関所定	0.39～1.62
	事業者カードローン当座貸越根保証		100万円以上 2,000万円	1年もしくは2年	金融機関所定	0.39～1.62
資金調達の多様化に	流動資産担保融資保証		2億円	1年	金融機関所定	0.68
複数の返済を まとめたい	県・資金繰り 安定資金保証	(借換)	8,000万円	10年	1.80(注1)(注2)	0.45～1.30(注3)
		(セーフティ)	8,000万円	10年	1.60 <small>セーフティネット第1～4,6号適用 (注1)</small>	0.60 <small>セーフティネット 第1～4,6号適用</small>
					1.80 <small>セーフティネット第5,7,8号適用 (注1)</small>	0.50 <small>セーフティネット 第5,7,8号適用</small>
	借換保証		2億8,000万円	10年	金融機関所定	0.45～1.90
不況等により 経営の安定に	セーフティネット資金 (和歌山市)		8,000万円	設備・返済10年 運転7年	1.10	1～4・6号:0.90 5・7・8号:0.80
	県・経営支援 資金保証	(一般)	8,000万円	設備10年 運転7年	1.40(注2)	0.45～1.30 (注3)
		(セーフティ)	8,000万円	10年	1.20 <small>セーフティネット第1～4,6号適用</small>	0.60
				10年	1.40 <small>セーフティネット 第5,7,8号適用</small>	0.50
		(危機対応)	8,000万円	10年	1.20	0.50
大口で長期資金に	長期経営資金保証		2,000万円以上 2億円	設備3年以上20年 運転3年以上15年	金融機関所定	0.45～1.90
	長期保証		1,000万円以上 2億円	設備10年超20年 運転7年超10年	金融機関所定	0.45～1.90
企業の経営力強化に	経営力強化保証		2億8,000万円	設備7年 運転5年 借換を含む場合10年	金融機関所定	0.45～2.00
企業の再生資金に	事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)		2億8,000万円	15年	金融機関所定	責任共有:0.80 責任共有外:1.00

対象資格を満たす場合であっても、金融機関及び信用保証協会の審査によりご要望に添えない場合がありますのであらかじめご了承下さい。

(注1) 返済資金に県融資制度以外の保証協会の保証付融資の残高を含む場合、融資利率は表示より0.3%高い利率が上限となります。

(注2) 「責任共有制度対象外」となる場合、表示より0.2%低い利率を上限とします。

(注3) セーフティネット保証第1～4及び6号を利用する場合、保証料率は0.60%、第5,7,8号を利用する場合、保証料率は0.50%となります。

和歌山県中小企業融資制度

資金	枠	融資対象	資金使途	融資限度額	融資利率
① 振興対策資金	一般	県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている方	設備資金 運転資金	1億円以内 8,000万円以内	金融機関所定 (ただし、上限年2.90%・固定金利)
	組合	次のいずれにも該当する方 1. 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体その他 商工組合中央金庫の融資対象となる組合及びこれらの組合員 2. 和歌山県中小企業団体中央会の指導員による指導を継続して受けている団体又はその構成員にあっては、中央会会長の推せんを受けた方	福利厚生施設整備資金 設備近代化資金 組合共同施設整備資金 協業化諸施設整備資金 運転資金	組合 1億円以内 組合員 5,000万円以内	年1.90% 以内
	環境保全	「和歌山県中小企業一般融資振興対策資金（環境保全枠）融資借入申込に係る対象施設等認定要領」に基づく対象施設等を整備するものであって、同要領に基づく知事の認定を受けた方 ただし、NOx・PM法適合車に買い替える場合は、知事の認定不要	環境保全施設整備等に 必要な設備資金 運転資金 (運転資金はアスベスト 関連施設に限る)	5,000万円以内	年1.80% 以内
② 短期決済資金	一般	県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている方	運転資金	3,000万円以内	年1.70% 以内
	流動資産	次のいずれにも該当する方 1. 県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業 を行っている方 2. 流動資産（売掛債権・電子記録債権又は棚卸資産）を保有し、それを担保提供 できる方（ただし、棚卸資産は法人に限る）	運転資金 (当該資金（根保証） を継続利用するための 既往借入金の返済 資金を含む)	3,000万円以内	年1.50% 以内
③ 経営支援資金	一般	次のいずれかに該当する方 1. 事業活動に支障を生じているものとして知事が定める不況業種を主たる事業とする方 2. (公財)わかやま産業振興財団に下請企業として登録している中小企業者であって、 別途定める取扱基準に基づく同財団理事長の証明を受けた方 3. 最近3か月の平均売上高又は平均売上高総利益が過去3か年のいずれかの同期に比べ 5%以上減少している方 4. 破産手続開始、民事再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始の申立て（以下「破 産等の申立」という）を行った企業又は銀行取引停止処分を受けた企業（以下「倒産企 業」という）との取引で次のいずれかに該当する方のうち、倒産企業が破産等の申立を 行った日又は銀行取引停止処分を受けた日から1年以内に融資申込みを行う方 (ア) 倒産企業に対して50万円以上の売掛金等の未収債権（以下「未収債権」という） を有する方 (イ) 倒産企業に対して有する未収債権が50万円未満であるが、全取引額のうち倒産企 業との取引額が20%以上の方 5. 暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等の罹 災証明を受けた方	設備資金 運転資金	8,000万円以内	年1.40% (注1) 以内
	セーフティ	「中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号※」までの規定に基づく特定中小企業者として市町村長の認定を受けた方で、事業活動に支障を生じている方 ※第1号：連鎖倒産防止 第2号：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限 第3号：突発的災害（事故等） 第4号：突発的災害（自然災害等） 第5号：業況の悪化している業種（全国的） 第6号：取引金融機関の破綻 第7号：取引金融機関の経営の合理化に伴う金融取引の調整 第8号：取引金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡		8,000万円以内	第1～4、6号 年1.20%以内 第5・7・8号 年1.40%以内
	危機対応	「中小企業信用保険法第2条第6項（大規模な経済危機、災害等により売上高等が減少）」の規定に基づく特定中小企業者として市町村長の認定を受けた方で、事業活動に支障を生じている方		8,000万円以内	年1.20%以内
④ 小企業応援資金	一般	県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている「小規模企業者（注2）」	設備資金 運転資金	2,000万円以内	年1.40% 以内
	組合	次のいずれにも該当する「小規模企業者（注2）」 1. 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体その他 商工組合中央金庫の融資対象となる組合の組合員 2. 和歌山県中小企業団体中央会の指導員による指導を継続して受けている団体の 構成員で中央会会長の推せんを受けた方	福利厚生施設整備資金 設備近代化資金 組合共同施設整備資金 協業化諸施設整備資金 運転資金	組合員 5,000万円以内	
	小口(注3)	県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている「小規模企業者（注2）」		既存の保証協会の 保証付き融資残高 も含めて 2,000万円以内	年1.20% 以内
	特小	次のいずれにも該当する方 1. 「小規模企業者（注2）」の個人、法人、事業協同小組合又は企業組合 2. 1箇年以上引き続き県内において同一の業種に属する事業を行っている方 3. 税額のある次の諸税のいずれかが課税され、かつ完納している方 (ア) 源泉徴収による所得税以外の所得税（法人の場合は、法人税） (イ) 事業税 (ウ) 県民税又は市町村民税の所得割又は法人税割 4. 協会保証付きの債務（特別小口を除く）がない方	設備資金 運転資金	2,000万円以内	年1.20% 以内 融資対象が特定 非営利活動法人 の場合は 年1.40%以内

注1 セーフティネット保証（経営安定関連特別保証）第1～4号及び第6号を利用する場合、融資利率は表示より0.2%低い利率が上限となります
注2 「小規模企業者」とは、従業員数20人以下（ただし、商業並びに宿泊業及び娯楽業を除くサービス業は5人以下）の個人、法人をいいます
注3 小企業応援資金・小口枠においては、融資対象から特定非営利活動法人を除く
注4 新規開業資金（創業）の要件中1・3の自己資金相当額（例：1,500万円の融資を受ける場合は500万円の自己資金が必要となります）

この制度は、県が信用保証協会を通じて金融機関に預託した資金をもとに、
中小企業者の事業に必要な資金を融資する制度です。

信用保証料率	融資期間	償還方法 (据置期間)	保証人・担保	取扱金融機関	受付機関 (申込先)注1	枠	資金
年0.45%~1.30% ただし、組合枠は必要に応じて「要」 【責任共有制度】	設備資金 10年以内 (建物取得等は 15年以内) 運転資金 7年以内	均等分割償還 据置 設備 1年以内 運転 6か月以内	保証協会及び取扱 金融機関の所定の 条件による		取扱金融機関 ただし、組合枠は 中小企業団体中央 会又は商工組合中 央金庫	一 般 組 合 環 境 保 全	① 振興 対 策 資 金
年0.45%~1.30% 【責任共有制度】	1年以内	一括償還 又は 均等分割償還 (据置なし)	保証協会及び取扱 金融機関の所定の 条件による	三菱UFJ銀行	取扱金融機関	一 般 流 動 資 産	② 短 期 決 済 資 金
年0.44% 【責任共有制度】				三井住友銀行 りそな銀行 みずほ銀行 商工組合中央金庫			
年0.45%~1.30% 【責任共有制度】	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	均等分割償還 据置 1年以内	保証協会及び取扱 金融機関の所定の 条件による	紀陽銀行	取扱金融機関	一 般	③ 経 営 支 援 資 金
第1~4、6号 年0.60% 【責任共有制度対象外】				南都銀行			
				池田泉州銀行			
第5・7・8号 年0.50% 【責任共有制度】				百五銀行 第三銀行 関西アーバン銀行 きのくに信用金庫 新宮信用金庫 近畿産業信用組合 ミレ信用組合 和歌山県医師信用組合 和歌山県信用 農業協同組合連合会 わかやま農業協同組合 ながみね農業協同組合 紀の里農業協同組合 紀北川上農業協同組合			
年0.50% 【責任共有制度対象外】	10年以内	均等分割償還 据置 2年以内		ありだ農業協同組合 紀州農業協同組合 紀南農業協同組合 みくまの農業協同組合	一 般 組 合	④ 小 企 業 応 援 資 金	
年0.45%~1.30% ただし、組合枠は必要に応じて「要」 【責任共有制度】	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	均等分割償還 据置 設備 1年以内 運転 6か月以内	保証協会及び取扱 金融機関の所定の 条件による		取扱金融機関 ただし、組合枠は 中小企業団体中央 会又は商工組合中 央金庫	小 口 (注3)	
年0.50%~1.50% 【責任共有制度対象外】							
年0.70% 【責任共有制度対象外】 融資対象者が特定非営利 活動法人の場合は 年0.55% 【責任共有制度】							
			不要			特 小	

注5 全国統一の保証制度を活用しており、責任共有制度の対象。ただし、責任共有制度対象となる借入金を同額以内で返済しようとする場合は例外的に責任共有制度対象外。
注6 国のものづくり補助金とは、平成24年度補正のものづくり中小企業・小規模事業者助成等支援補助金、平成25年度補正中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業、平成26年度補正のものづくり・商業・サービス革新事業、平成27年度補正のものづくり・商業・サービス革新支援補助金をいいます。
注7 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）の一部を改正する法律（平成25年5月29日法律第20号）の施行に伴い、耐震診断が義務化されることによる耐震診断、耐震設計及び耐震改修。
注8 返済資金に県融資制度以外の保証協会の保証付融資の残高を含む場合、融資利率は表示より0.3%高い利率が上限となります。

資金	枠	融資対象	資金使途	融資限度額	融資利率
⑤ 新規開業資金 (注3)	創業	独立して県内で創業しようとする方（開業後5年未満の方を含む）で、次のいずれかに該当する方。 1. 事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、1か月以内（注①）に個人で創業しようとする方 2. 事業を営んでいない個人が創業し、創業後5年未満の方 3. 事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、2か月以内（注①）に会社を設立して創業しようとする方 4. 事業を営んでいない個人が設立した会社で、創業後5年未満の会社 5. 中小企業者である会社が新たに設立する会社で、創業に関する具体的な計画を有する方 6. 会社が自らの事業を継続しつつ新たに設立した会社であって、創業後5年未満の会社 (注①) 認定特定創業支援事業の支援を受けた場合は、6ヶ月以内 ※「認定特定創業支援事業」とは、創業支援事業計画の認定を受けた市町村又は当該市町村と連携する創業支援事業者が、創業を行うおとす者に行う継続的な支援を言います	設備資金 運転資金	3,500万円以内 創業枠の融資対象1、3については2,000万円超の場合、超過部分相当の自己資金が必要（注4）	年1.20%以内 女性・若者・シニア・Uターン者の場合は年1.00%以内 (融資申込み時点で、若者は35歳未満の方、シニアは55歳以上の方、Uターン者は1年前以内に県外から和歌山県に転入された方が対象となります)
	創業サポート	創業枠の対象者に該当する方で、次のいずれかに該当する方 1. 金融機関及び経営革新等支援機関※（金融機関を除く）の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定して、独立して創業しようとする方 ※中小企業等経営強化法に基づき主務大臣の認定を受けた経営革新等支援業務を行う者 2. 県の創業者等認定制度の認定またはクラウドファンディング活用支援の対象となり、自ら事業計画を策定して、独立して創業しようとする方		2,000万円以内	年0.50%以内
	再挑戦	過去5年以内に経営者として経営状況の悪化により事業廃止又は会社解散を行った経験を有して新たに創業しようとする方（開業後5年未満の方を含む）で、創業枠の1～4のいずれかに該当する方			年1.60%以内
⑥ 資金繰り安定資金 (注3)	借換	次のいずれにも該当する方 1. 融資申請において、和歌山県信用保証協会の保証付の借入金残高のある方で既に借入金（短期返済資金を除く）を返済しようとする方 ただし、原則として元金返済が開始された後6か月以上経過している資金に限る 2. 本制度を利用することにより、実質的な月々の返済負担を軽減することができる方 3. 措置期間を設ける場合は、措置期間経過後の実質的な月々の返済負担を軽減することができる方 4. 資金繰りの円滑化及び経営の安定・改善に向けた適切な事業計画を有しており、本制度の融資期間内の返済が十分見込まれる方	返済資金 (保証協会の保証付融資の残高を返済するための資金) 運転資金	8,000万円以内	年1.80%以内 (注1)(注8)
	危機対応	次のいずれにも該当する方 1. 借換枠の対象者に該当すること 2. 中小企業信用保険法第2条第6項（大規模な経済危機、災害等により売上高等が減少）の規定に基づく特例中小企業者として市町村長の認定を受けた方で、事業活動に支障を生じている方			年1.60%以内 (返済資金に県融資制度以外の保証協会の保証付融資の残高を含む場合は年1.90%以内)
	経営力強化	次のいずれにも該当する方 1. 借換枠の対象者に該当すること（「2. 本制度を利用することにより、実質的な月々の返済負担を軽減することができる方」及び「3. 措置期間を設ける場合は、措置期間経過後の実質的な月々の返済負担を軽減することができる方」の要件を除く） 2. 金融機関及び経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方			(責任共有制度の場合(注5)) 借換枠と同じ (責任共有制度対象外の場合(注5)) 緊急支援枠と同じ
	再生計画(注3)	次のいずれにも該当する方 1. 和歌山県中小企業再生支援協議会等による支援決定により作成した経営改善・再生計画に基づいて、経営改善・事業再生を実施する方 2. 金融機関の支援を受けつつ、経営改善・事業再生の実施状況の報告を行う方 3. 返済資金利用の場合は、借換枠の対象者に該当すること（「2. 本制度を利用することにより、実質的な月々の返済負担を軽減することができる方」及び「3. 措置期間を設ける場合は、措置期間経過後の実質的な月々の返済負担を軽減することができる方」の要件を除く）			返済資金（注5） (責任共有制度の場合) 借換枠と同じ (責任共有制度対象外の場合) 緊急支援枠と同じ 設備・運転資金 年1.20%以内
⑦ 人材投資 長 サ ポ ー ト 資 金 (注3)	人材投資	次のいずれかに該当する方 1. 新たに常用労働者（注⑤）を1名以上雇用し、又は非正規労働者（注⑥）1名以上を常用労働者に転換し、常用労働者総数を拡大することが確実に見込まれる方 2. 新たに非正規労働者（注⑥）を2名以上雇用し、労働者総数を拡大することが確実に見込まれる方 3. プロフェッショナル人材お試し雇用補助金又は成長企業支援補助金の交付決定を受け中核人材を確保する方 4. 働きやすい職場環境の整備に取り組む方 (注⑤) 常用労働者は、パートタイム労働者を除き、かつ雇用保険に加入見込であること (注⑥) 非正規労働者は、1年以上の継続雇用を予定し、かつ雇用保険に加入見込みであること	設備資金 運転資金	1億円以内	年1.20%以内
	チャレンジ応援(注3)	次のいずれかに該当する方 (認定) 1. 中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画を作成し、知事の認定を受けた方で、当該計画に従って経営革新のための事業を実施する方 2. 中小企業地域資源活用促進法に基づく地域産業資源活用事業計画を作成し、国の認定を受けた方で、当該計画に従って事業を実施する方 3. 中小ものづくり高度化法に基づく特定研究開発等計画を作成し、国の認定を受けた方で、当該計画に従って事業を実施する方 4. 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画を作成し、国の認定を受けた方で、当該計画に従って事業を実施する方（ただし、新事業活動に該当する事業に限る） 5. 生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画を作成し、市町村長の認定を受けた方で、当該計画に従って事業を実施する方 (生産性向上) 6. 生産性またはエネルギー効率率が1%以上向上する設備を導入する方 7. ものづくり経営改善インストラクターの派遣を受けて事業改善に取り組む方 8. 和歌山IoT等導入促進プロジェクトによる専門家派遣を受けて生産性向上に取り組む方 (補助金) 9. 新商品の開発、新技術の開発や実用化のための以下の助成事業に係る交付決定を受けた方 ①わかやま中小企業元気ファンド事業 ②先駆的産業技術研究開発支援事業 10. 国のものづくり補助金に係る交付決定を受けた方 (第二創業) 11. 金融機関及び経営革新等支援機関※の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定して、第二創業しようとする方 ※中小企業等経営強化法に基づき主務大臣の認定を受けた経営革新等支援業務を行う者をいう 12. 県の創業者等認定制度の認定またはクラウドファンディング活用支援の対象となり、新事業展開に取り組む方 (注⑦) 成長サポート資金・チャレンジ応援枠のうち融資対象1～4においては、融資対象から特定非営利活動法人を除く	設備資金 運転資金	設備資金 1億円以内 運転資金 8,000万円以内	年1.20%以内 融資対象1.～4.の場合は年1.00%以内
⑨災害復旧対策資金		災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害の復旧に要する資金であり、当該資金の適用については、その都度別途定める			

注1 セーフティネット保証（経営安定関連特別保証）第1～4号及び第6号を利用する場合、融資利率は表示より0.2%低い利率が上限となります
注2 「小規模企業者」とは、従業員数20人以下（ただし、商業並びに宿泊業及び娯楽業を除くサービス業は5人以下）の個人、法人をいいます
注3 小企業応援資金・小口枠においては、融資対象から特定非営利活動法人を除く
注4 新規開業資金（創業）の要件中1・3の自己資金相当額（例：1,500万円の融資を受ける場合は500万円の自己資金が必要となります）

信用保証料率	融資期間	償還方法 (据置期間)	保証人・担保	取扱金融機関	受付機関 (申込先)注1	枠	資金
年0.70% 【責任共有制度対象外】	10年以内	均等分割償還 据置 1年以内	保証協会及び取扱 金融機関の所定の 条件による	三菱UFJ銀行 三井住友銀行	取扱金融機関	創 業	⑤ 新規 開業 資金 (注3)
年0.50% 【責任共有制度対象外】							
年0.70% 【責任共有制度対象外】							
年0.45%～1.30% 【責任共有制度】	10年以内	均等分割償還 据置 1年以内	保証協会及び取扱 金融機関の所定の 条件による	りそな銀行 みずほ銀行 商工組合中央金庫 紀陽銀行 南都銀行	取扱金融機関	借 換	⑥ 資 金 繰 り 安 定 資 金
年0.50% 【責任共有制度対象外】		均等分割償還 据置 2年以内					
年0.45%～1.25% 【責任共有制度】	返済資金 10年以内 運転資金 5年以内 (返済資金を含む 場合は10年以内)	均等分割償還 据置 1年以内	保証協会及び取扱 金融機関の所定の 条件による	池田泉州銀行 百五銀行 第三銀行 関西アーバン銀行	取扱金融機関	緊 急 支 援	⑦ 成 長 サ ポ ー ト 資 金
年0.50%～1.30% 【責任共有制度対象外】							
年0.50% 【責任共有制度】 年0.70% 【責任共有制度対象外】	一括償還 1年以内 分割償還 15年以内	一括償還又は 均等分割償還 据置 1年以内	保証協会及び取扱 金融機関の所定の 条件による	きのくに信用金庫 新宮信用金庫 近畿産業信用組合	取扱金融機関	再 生 計 画 (注3)	
年0.45%～1.30% 【責任共有制度】							
年0.45%～1.30% 【責任共有制度】	10年以内	均等分割償還 据置 設備 1年以内 運転 6か月以内	保証協会及び取扱 金融機関の所定の 条件による	ミレ信用組合 和歌山県医師信用組合 和歌山県信用 農業協同組合連合会 わかやま農業協同組合 ながみね農業協同組合 紀の里農業協同組合 紀北川上農業協同組合 ありだ農業協同組合 紀州農業協同組合 紀南農業協同組合 みくまの農業協同組合	取扱金融機関	人 材 投 資	
年0.50%又は0.85% ただし、5～11については 年0.45%～1.30% 【責任共有制度】							設備資金 10年以内 (建物取得等は 20年以内) 運転資金 10年以内
災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第2条第1号に定める災害の復旧に要する資金であり、当該資金の適用については、その都度別途定める						⑧	災害復旧 対策資金

注5 全国統一の保証制度を活用しており、責任共有制度の対象。ただし、責任共有制度対象外となる借入金を同額以内で返済しようとする場合は例外的に責任共有制度対象外
注6 国のものづくり補助金とは、平成24年度補正ものづくり中小企業・小規模事業者助成等支援補助金、平成25年度補正中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業、平成26年度補正ものづくり・商業・サービス革新事業、平成27年度補正ものづくり・商業・サービス革新事業支援補助金をいいます
注7 建築物の耐震改修の促進に関する法律 (平成7年10月27日法律第123号) の一部を改正する法律 (平成25年5月29日法律第20号) の施行に伴い、耐震診断が義務化されることによる耐震診断、耐震設計及び耐震改修
注8 返済資金に県融資制度以外の保証協会の保証付融資の残高を含む場合、融資利率は表示より0.3%高い利率が上限となります

商工組合中央金庫(商工中金)の融資制度

お問い合わせ先
和歌山支店 ☎073-432-1281(代)

株式会社商工組合中央金庫は、経営の自主性を確保しつつ、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体およびその構成員に対する金融の円滑化を図るために、必要な業務を営むことを目的としています。

■ご利用できる方

商工中金の株主となっている中小企業団体（商工中金 株主団体）とその構成員の方

中小企業等協同組合	生活衛生同業組合・同連合会
事業協同組合・事業協同小組合	生活衛生同業小組合
火災共済協同組合・信用協同組合	酒造組合・同連合会・同中央会
企業組合・協同組合連合会	酒販組合・同連合会・同中央会
協業組合・商工組合・同連合会	内航海運組合・同連合会
商店街振興組合・同連合会	輸出組合・輸入組合
	市街地再開発組合

■ご融資の種類

●一般的な融資

使 途	設備資金 運転資金
融 資 方 法	証書貸付 手形貸付 手形割引 当座貸越
融 資 期 間	原則として 設備資金15年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金10年以内（うち据置期間2年以内）
返 済 方 法	分割返済または期限一時返済
融 資 利 率	固定金利・変動金利
担 保 保 証 人	必要に応じて提供していただきます

※上記は一般的な融資の場合の原則です。個別の融資相談については、窓口にお申し付けください。

■ご融資の条件

設備資金や運転資金など事業に必要な資金を目的に応じ様々な形でご融資しています。
また、融資額・利率・貸付期間などをご相談によって決まります。
その他、地域公共団体等の実施する各種の制度融資や代理貸付など受託業務も取り扱っています。

商工貯蓄共済の融資制度

この制度は、商工会の会員であって、6カ月以上商工会の指導を受けており、商工貯蓄共済加入後6カ月以上掛金を滞りなく支払っていることが、融資の条件となります。

(令和元年7月1日現在)

	資金の種類	資金用途	貸付限度額	融資期間	利率	担保・保証人	取扱金融機関								
事業資金	運転資金	経営安定に必要な運転資金	最高限度額は1千万円。 但し、加入口数及び加入期間に応じて限度額を定める (1口当り限度額) <table border="1"> <thead> <tr> <th>加入期間</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヵ月以上1年未満</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>1年以上3年未満</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>3年以上</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table>	加入期間	限度額	6ヵ月以上1年未満	20万円	1年以上3年未満	40万円	3年以上	50万円	5年以内	2.3% (変動制)	県信用保証協会の保証を要する。 保証料率 0.5%~2.2%	紀陽銀行 きのくに信金 新宮信金
	加入期間	限度額													
6ヵ月以上1年未満	20万円														
1年以上3年未満	40万円														
3年以上	50万円														
設備資金	経営の合理化等に必要な設備資金	(加入期間別最高限度額) <table border="1"> <thead> <tr> <th>加入期間</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヵ月以上1年未満</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>1年以上3年未満</td> <td>700万円</td> </tr> <tr> <td>3年以上</td> <td>1000万円</td> </tr> </tbody> </table>	加入期間	限度額	6ヵ月以上1年未満	300万円	1年以上3年未満	700万円	3年以上	1000万円	7年以内				
加入期間	限度額														
6ヵ月以上1年未満	300万円														
1年以上3年未満	700万円														
3年以上	1000万円														
消費資金	消費資金	健康で文化的な生活を営むための資金	最高限度額は300万円。 但し、加入口数及び加入期間に応じて限度額を定める (1口当り限度額) <table border="1"> <thead> <tr> <th>加入期間</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヵ月以上1年未満</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>1年以上</td> <td>40万円</td> </tr> </tbody> </table>	加入期間	限度額	6ヵ月以上1年未満	10万円	1年以上	40万円	5年以内	5.475% (変動制)	「社しんきん保証基金」の保証を要する。 保証料率 2.00%を利率に含む。	きのくに信金 新宮信金		
			加入期間	限度額											
6ヵ月以上1年未満	10万円														
1年以上	40万円														
(加入期間別最高限度額) <table border="1"> <thead> <tr> <th>加入期間</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヵ月以上1年未満</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>1年以上</td> <td>300万円</td> </tr> </tbody> </table>	加入期間	限度額	6ヵ月以上1年未満	150万円	1年以上	300万円									
加入期間	限度額														
6ヵ月以上1年未満	150万円														
1年以上	300万円														

※詳細につきましては、商工会又は、取扱金融機関にお問い合わせ下さい。



MEMO



商工会は、あなたの
気軽な経営相談所です。

こんな時には、悩むより、 まず相談を!!

- 経営革新を図りたい……
- 店舗を改装して売上げを伸ばしたい……
- 機械を更新して能率を上げたい……
- 事業に必要な資格をとりたい……
- 今の事業がうまくいかないので転業したい……
- 帳簿のつけ方を指導してもらいたい……
- どうすれば節税できるのか知りたい……
- 従業員に楽しく安全に働いてもらいたい……
- まさかの時の共済制度を紹介してほしい……
- 新しい取引先がほしい……